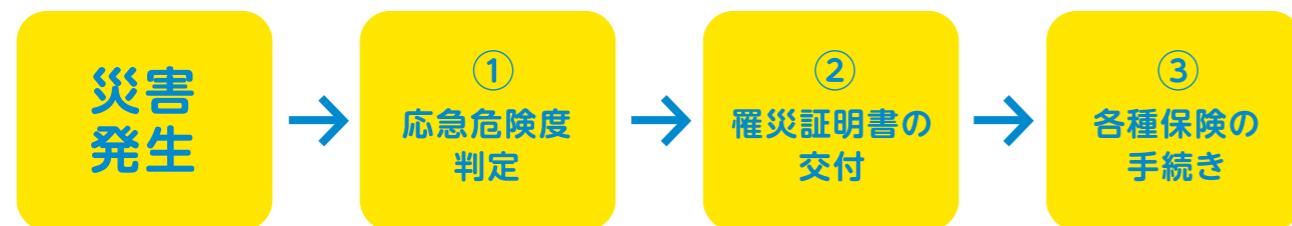


災害 被災から生活再建するまで

災害への対応は大きく、「予防」「応急対応」「復旧・復興」に分けられます。被災後、どのように生活再建していくかの流れも知っておくことが大切です。



①応急危険度判定

二次的被害防止のために、地震により被災した建物に、余震などによる倒壊や落下物などの危険性がないかについて帯広市が判定します。「①危険（赤）」、「②要注意（黄色）」、「③調査済（緑）」の3段階で判定し、判定結果を貼紙で外壁などに貼ります。応急危険度判定は暫定的な被害調査であり、署災証明ではありません。

応急危険度判定に関する問い合わせは
帯広市建築開発課
☎ 0155-65-4181まで

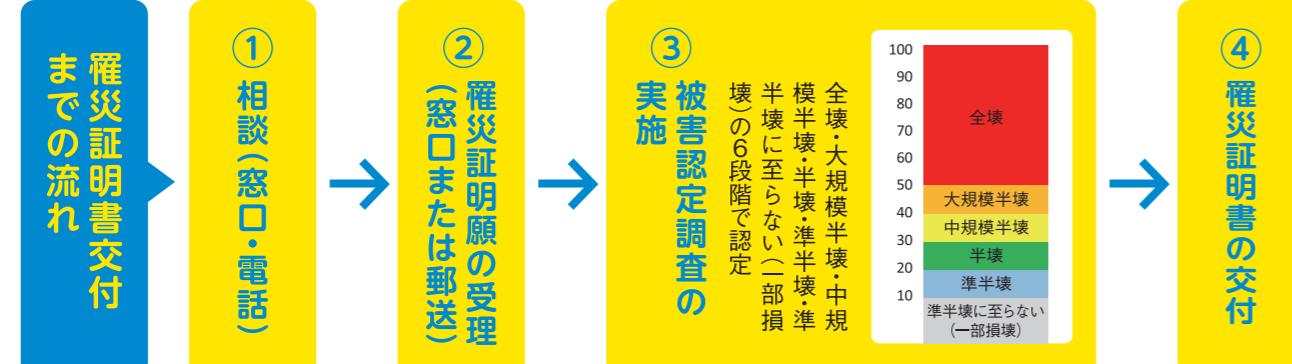
●判定結果ステッカーについて



- この建築物に立ち入ることは危険です
- 立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください
- この建築物に入る場合は十分注意してください
- 応急的に補強する場合には専門家にご相談ください
- この建築物の被災程度は小さいと考えられます
- 建築物は使用可能です

②署災証明書の交付

被災者の各種支援策の適用の判断材料として使われるもので、住宅などの被害状況を帯広市が調査し、被害の程度を証明するものです。



住家の被害認定調査、署災証明書の交付に関することは **帯広市資産税課** **☎ 0155-65-4123**まで

③被害届出証明書について

帯広市では、被害の届出があったことを証明する「被害届出証明書」を交付しています。署災証明書が発行されない被害の保険請求などのために必要な場合は申請することができます。

ポイント

①即日交付

署災証明書と違い、現地確認はしません。

②被害の届出があったことの証明

被害があったことを証明するものではありませんので、あらかじめ提出先に被害届出証明書で問題がないか確認してから申請をお願いします。

被害届出証明書に関することは **帯広市危機対策課** **☎ 0155-65-4103**まで

④各種保険について

災害時に支払われる損害保険は、自助としての備えの1つです。

●すまいの保険(火災保険)で補償される風水災などによる被害(例)



台風や暴風など 洪水や床上浸水など 大雪やなだれなど

※地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は、地震保険で補償されます。

●地震保険の対象となるもの

対象: 建物 … 住居のみに使用される建物及び併用住宅
: 家財 … 30万円を超える貴金属や宝石などは含まれない

※地震保険は単独では加入できません。火災保険にセットで加入することが必要です。



出典:「備えて安心地震保険の話(一般社団法人 日本損害保険協会)」

詳しくは、損害保険代理店または損害保険会社へお問い合わせください。